

石巻市住民基本台帳システム構築及び保守業務プロポーザル実施要領

第1 概要

1 業務概要

(1) 業務名 石巻市住民基本台帳システム構築及び保守業務

(2) 業務の目的

現行システムは平成25年度に住民基本台帳等事務システム群を構築して運営してきたが、令和2年度にサポート期間が終了となるため、更なる高度化を目指した新システムの構築を行うもの。

なお、本調達の主な目的は以下のとおり。

ア 窓口民間委託の際に課題となる公権力の分離に対応し、データ誤入力などのミス防止のためダブルチェック体制を確立できる「多段式決裁機能」を有するシステムの構築を行い市民サービスの向上を図る。

イ 現行システムでは複数課の所管業務にまたがった仕様となっているため、所管課ごとの業務へ分離独立し、住民基本台帳業務に特化したシステムの構築を行い業務の効率化を図る。

(3) 業務の内容

石巻市住民基本台帳システム及び印鑑登録システム更新に係る構築、導入、データ移行及び運用保守（詳細は仕様書による。）

(4) 業務期間

ア 構築 契約締結日から令和2年7月31日まで（予定）

イ 保守 契約締結日から令和7年7月31日まで（予定）

(5) 業務場所 石巻市穀町14番1号石巻市役所本庁舎ほか

2 予算（見積限度額）

構築及び契約期間中の保守を含め、提案上限額 321,408,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

この金額は予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

3 選定方法

公募型

第2 書類審査

1 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 単独事業者の資格に関する事項

ア 宮城県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有している者であること。

イ 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務」に登録され、「情報処理サービスシステム開発・保守」について、希望した者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

エ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

ク 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者でないこと。

ケ 情報セキュリティマネジメント（ISMS）、又はプライバシーマーク使用承諾を受けている者。

コ 平成26年度以降（過去5か年度）に石巻市と同等規模（人口10万人以上）の自治体に住民基本台帳業務及び印鑑登録業務にかかる業務システムを納入した実績がある者。

なお、公告時点において稼働していないものは納入とはみなさない。

(2) 共同企業体構成員の資格に関する事項

ア 構成員の数は3者以下であること。

イ 構成員は宮城県内に本店、支店営業所等のいずれかを有している者で、契約規則第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務」に登録され、「情報処理サービスシステム開発・保守」について、希望した者であること。

ウ 構成員は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

エ 構成員は石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。

オ 構成員は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがな

された者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 構成員は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 構成員は石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。

ク 構成員は業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者でないこと。

ケ 代表構成員は、情報セキュリティマネジメント（ISMS）、又はプライバシーマーク使用承諾を受けている者であること。

コ 代表構成員は、平成26年度以降（過去5か年度）に石巻市と同等規模（人口10万人以上）の自治体に住民基本台帳業務及び印鑑登録業務にかかる業務システムを納入した実績がある者。なお、公告時点において稼働していないものは納入とはみなさない。

サ 参加申込受理（提出）後の代表者又は構成員を変更することは、原則として認めない。

シ 共同企業体を構成する場合は、適切な名称を設定すること。

(3) その他

ア 石巻市に所在する業者（本項において「市内業者」という。）に業務の一部を委任すること。なお、委任の形態及び範囲は問わない。

イ 市内業者とは(1)イに示す競争入札参加資格承認簿の入札参加資格が「役務(市内)」で登録されている者とし、(1)ウからクの条件を満たす者とする。

2 募集内容

(1) 参加申込書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類により参加表明するものとする。

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 業者登録番号通知書（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 契約書及び仕様書の写し（上記ウの実績を示すもの）

オ 配置技術者経歴調書（様式第4号）（プロジェクトマネージャー予定者の経歴調書）

カ 情報セキュリティマネジメント（ISMS）、又はプライバシーマークの登録証の写し。

(3) 提出期限 令和元年7月1日（月）午後5時までとする。

(4) 提出部数 紙に印刷したものを各1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）によること。

(6) 提出場所 第4 3 問合せ先参照

3 参加申込資格審査

(1) 参加資格審査

参加申込書及び必要書類により参加資格者の選定を行う。

選定した参加資格者に対して、令和元年7月3日（水）に参加資格審査通知書を送付する。

(2) 異議申立て期間

選定内容、選定理由及び選定結果に対する質疑、異議申立て期間は次のとおりとする。

ア 参加資格審査に対する異議申立て

令和元年7月3日（水）から7月10日（水）まで

イ 選定結果に対する異議申立て

令和元年8月19日（月）から26日（月）まで

第3 プロポーザル審査

1 候補者決定方法

- (1) 参加を認められた事業者について、後記 4 (1)、(2)に示すデモンストレーション及びプレゼンテーションにより仕様書の一部項目について審査を行い、石巻市にとって最も有利な条件を提示したものを最優秀提案者とし、契約の候補者として選定する。なお、審査項目については参加を認められた事業者あてに通知することとし、全事業者共通とする。
- (2) 最優秀提案者選定後、仕様書の全項目について実機及び資料により、石巻市の想定どおり実現可能であることを確認する全項目評価を行う。
- (3) (2)の結果、最優秀提案者の提案が石巻市の求める基準に達しない場合は、次点の企画提案者と全項目評価を行う。

2 質疑応答

- (1) 実施要領や仕様書の内容についての（企画提案者）質問は、電子メールで受け付けるものとする。質問事項の様式は、指定したものとする。提出方法は問合せ先へ電子メールによる。（様式第5号）
- (2) 質問の受付期間は、令和元年6月10日（月）から24日（月）午前9時から午後5時までとし、これ以降の質問は受け付けない。
- (3) 質問の回答は、石巻市役所本庁舎4階閲覧室に掲示するほか、令和元年6月26日（水）午後3時までに質問者を特定できない形で参加者全員へ電子メールにより回答する。

3 企画提案書作成方法

企画提案者は下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 表紙（様式第6号）

提出者の住所、名称、職名を記載し、代表者印を押印すること。

イ 企画提案書

(ア) 基本内容

- 簡潔かつ明瞭に記載すること。
- コンピュータの分野において専門的な知識を有さぬものでも理解できるよう表現すること。
- 企画提案書等の書類は日本語で記載すること。また、通貨は日本円とし、単位については日本の標準時及び計量法に定める単位によること。

(イ) 提案事項

○提案内容

「企画提案回答書（1から10）」により回答すること。

記載方法は(エ)のとおり

○未実装項目の作りこみ予定図

審査項目のうち、提案時点において業務システムに未実装の機能について、作りこみを予定している操作方法又は手順を、操作画面を模して図示すること。

(ウ) 様式等

- A4縦長を横書きとし、片面印刷で左2か所を綴じること。ただし、図表等については必要に応じてA3サイズで折り込み可とする。
- 目次及びページ番号を付し、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。
- 提案者が特定できる社名、住所等を記載しないこと。

(エ) 企画提案回答書記載方法

① 企画提案回答書 1

- ・配点欄に必須と記載されている項目（以下「必須項目」という。）については、標準実装の場合は○を、カスタマイズを要する場合には●（カスタマイズ費も専用欄に記入）を、実装不可の場合は×を回答欄に記入すること。
- ・必須項目について、1つでも×がついた場合は失格とする。
- ・配点欄に点数が記載されている項目（以下「配点項目」という）については、点数ではなく配点欄に記載されている語句（可、不可など）を回答欄に記入すること。

② 企画提案回答書 2

- ・企画提案回答書2に示す記入例に従い記入すること。

③ 企画提案回答書 3、4、5、6、7

- ・必須項目、配点項目とも標準実装の場合は○を、カスタマイズを要する場合は●（カスタマイズ費も専用欄に記入）を、実装不可の場合は×を回答欄に記入すること。
- ・必須項目については、1つでも×がついた場合は失格とする。（企画提案書4は全て必須項目）
- ・企画提案回答書7、No.14についてはプレゼンテーションにより委員が判断する。

④ 企画提案回答書 8

- ・企画提案回答書8に示すとおり記入すること。

⑤ 企画提案回答書 9

- ・プレゼンテーション時に委員が採点するため、各項目について委員の判断材料となる資料を準備すること。

⑥ 企画提案回答書 10

- ・構築、導入経費と保守経費の5年間の総額を記載し、内訳書に明細を記載すること。

(2) 提出期限 令和元年7月17日（水）

(3) 提出場所 事務局 第4 3 問合せ先参照

(4) 提出部数

(1)に示す書類を正本1部、副本9部。ただし、表紙は正本にのみ添付することとし、副本は正本を複写したもので可とする。

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。）によること。

4 審査方法

下記によりデモンストレーション及び企画書によりプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

(1) デモンストレーション

- ア 日時 令和元年7月25日(木) 午前10時から
- イ 場所 本庁舎2階 201会議室
- ウ 出席者 3名以内とする。
- エ 持ち時間 120分(ただし機材の設置、撤収等の準備に要する時間を除く。)
- オ デモンストレーションの内容 仕様書の一部項目
- カ その他 デモンストレーションの内容についても、プレゼンテーション時の採点に加算する。

(2) プレゼンテーション

- ア 日時 令和元年8月8日(木) 午前10時から
- イ 場所 本庁舎4階 庁議室
- ウ 出席者 3名以内とする。
- エ 持ち時間 60分(ただし機材の設置、撤収等の準備に要する時間を除く。)
- オ プレゼンテーションの内容 企画提案書7、8
- カ 使用機器等
プロジェクターとスクリーンは、石巻市が用意する。その他の機器が必要な場合は各自準備すること。

キ 配布資料

プレゼンテーションの内容を補足する目的でプレゼンテーション前に資料を配布することは不要である。

ク 提案者多数の場合

提案者多数の場合、上記にかかわらず日程等を調整する場合がある。この場合は提案者へ事前に連絡する。

(3) 最優秀提案者の選定

石巻市住民基本台帳等事務システムプロポーザル選定委員会において提案書等及びプレゼンテーションに基づいた審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(4) 得点計算方法

「石巻市住民基本台帳システム構築及び保守業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

5 審査結果

- (1) 選定結果 すべての企画提案者へ通知するとともに石巻市のホームページに掲載する。
- (2) 選定経過 プレゼンテーション及び審査委員会の内容について一切公表しない。
- (3) 候補者が1者のみの場合も審査を実施する。

第4 その他

1 日程

本プロポーザルの実施に係る日程は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル第1回選定委員会 令和元年6月5日(水)
- (2) プロポーザル実施の公告 令和元年6月10日(月)
- (3) 質問書の受付期間 令和元年6月10日(月)から24日(月)まで
- (4) 質問書の回答期限 令和元年6月26日(水)
- (5) 参加申込書の提出期限 令和元年7月1日(月)
- (6) 参加資格審査結果通知 令和元年7月3日(水)
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和元年7月17日(水)
- (8) プロポーザル第2回選定委員会(デモンストレーション) 令和元年7月25日(木)
- (9) プロポーザル第3回選定委員会(プレゼンテーション) 令和元年8月8日(木)
- (10) 選定結果通知 令和元年8月19日(月)

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。この場合、参加者に速やかに連絡する。

2 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等の提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書等は提案者に無断で使用や公開をしない。
- (3) 企画提案書等は選定作業を行う際、複製を作成し、これを利用する場合もある。
- (4) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は認めない。ただし、石巻市が追加の要求をした場合はこの限りではない。
- (5) 石巻市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、権利、競争上又は、事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

3 問い合わせ先

石巻市役所 生活環境部市民課 住基グループ

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

代表 0225-95-1111 FAX 0225-93-6727

メールアドレス istpeople@city.ishinomaki.lg.jp

4 その他

- (1) 必要経費の負担
企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等や本プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 辞退の取り扱い
参加者は、企画提案書の提出期限までに、いつでも本プロポーザルを辞退することができ

る。なお、辞退にあたってはこの旨を記載した書面（様式は任意）を提出するものとする。

辞退した者は、これを理由に以降、不利益な扱いを受けるものではない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- エ 審査委員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合。
- オ 実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しないもの。
- カ 価格提案書の金額が上限額を超えた場合。